

南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置及び管理について、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全（以下「災害防止等」という。）を図り、町民の安全で安心な生活に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。
- (2) 事業計画 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する再生可能エネルギー発電事業計画又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項（改正法附則第5条第4項及び第6条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により提出する法第9条第2項各号に掲げる事項を記載した書類をいう。
- (3) 事業 太陽光発電設備の事業行為（計画策定、土地の権利取得、設計、工事の施工、保守点検、維持管理、撤去及び処分に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (4) 事業者 事業を実施する者をいう。
- (5) 事業区域 事業を実施しようとする区域（継続的又は一体的に事業を行う区域を含む。）をいう。
- (6) 地域住民等 次に掲げる者をいう。

ア 事業区域に隣接する土地（事業区域に接する土地が、道路又は水路等の公共用地である場合は、当該公共用地と事業区域の反対側において接する土地を、事業区域と事業区域に隣接する土地が同一所有者である場合は、事業区域に隣接する土地に接する土地を含む。以下「隣接地」という。）の所有者及び用益権を有する者

イ 隣接地の住居の所有者及び居住者又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

ウ 太陽光発電設備からの反射光等の影響を受けるおそれのある住居の所有者及び居住者又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

エ 事業区域に含まれ、又は隣接する行政区並びに事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される地域における住居の所有者及び居住者、店舗、工場等の所有者及び職務従事者又は農林水産業を営む者及び農林水産業を営む者の組織する団体

（適用事業）

第3条 この条例は、南知多町内における全ての事業に適用する。ただし、事業のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。

（町長の責務）

第4条 町長は、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業実施に当たり、関係する法令、条例、規則等を遵守し、本町における環境の保全に係る支障の防止と地域住民等との良好な関係を保つよう努めなければならない。事業完了後においても同様とする。

（土地所有者の責務）

第6条 土地の所有者は、自己又は第三者により事業を実施しようとするときは、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある当該事業のために土地を使用し、又は使用させることのないよう努めなければならない。

2 土地の所有者は、第三者により事業を実施したときは、自然環境を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生することのないよう、当該事業に使用した土地を適正に管理しなければならない。

(事業抑制区域)

第7条 町長は、周辺的环境や自然災害への影響が懸念される区域において、事業の抑制を事業者に依頼することのできる区域（以下「事業抑制区域」という。）を南知多町太陽光発電設備の設置等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）で指定することができる。

2 町長は、前項の規定により事業抑制区域の指定を行ったときは、その旨を告示するものとし、当該事業抑制区域の指定は、当該告示によってその効力を生じるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、事業抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による事業抑制区域の変更又はその指定の解除について準用する。この場合において、第2項中「前項」とあるのは「次項」と、「指定」とあるのは「変更又はその指定の解除」と読み替えるものとする。

(事業抑制の依頼)

第8条 町長は、事業者が事業区域に事業抑制区域を含む事業を計画していると知ったときは、規則の定めるところにより当該事業の実施の抑制を依頼することができる。

2 事業者は、前項の規定による依頼があったときは、依頼のあった日から起算して30日以内に、事業を実施するかどうかについて文書で町長に回答しなければならない。

(事前届出)

第9条 第12条第1項(第13条第5項により読み替えて準用する場合を含む。)、第2項、第3項又は第6項の規定による事業の調整(以下「事業の調整」という。)を行う事業者は、規則の定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があった場合には、地域住民等に対して当該届出に係る事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに事業区域を規則の定めるところにより通知することができる。

(地域住民等への周知及び説明会の開催等)

第10条 事業者は、事業の調整を行う前に、地域住民等に対して、規則で定める事項を周知し、地域住民等から事業に係る説明会(以下「住民等説明会」という。)の開催の要請があったときは、これに応じなければならない。

2 事業者は、住民等説明会の開催の要請がない場合であっても、第2条第6号アからウまでに規定するものに対し個別に訪問する等、事業を行う前に、事業説明、境界の確認等を行わなければならない。

3 事業者は、前2項の規定による周知並びに住民等説明会の開催及び個別訪問により、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(地域住民等の協定の締結)

第11条 地域住民等は、事業に対して、災害防止等に関し必要な事項について、事業者と協定の締結を求めることができる。

2 事業者は、前項の協定の締結を地域住民等から求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。この場合において、協定を締結したときは、速やかに当該協定の書面の写しを町長に提出するものとする。

(事業の調整)

第 12 条 事業者が、法第 9 条第 1 項の規定による事業計画の認定を申請するときは、当該認定の申請を行う前に、改正法附則第 4 条第 2 項の規定による事業計画の提出をするときは、当該提出を行う前に、次に掲げる事項について、規則の定めるところにより町長と調整しなければならない。

- (1) 事業の概要
- (2) 事業区域の位置
- (3) 事業区域及びその周辺区域における環境調査の内容
- (4) 事業に係る設計における配慮事項
- (5) 事業に係る施工における配慮事項
- (6) 太陽光発電設備の保守点検及び維持管理に関する事項
- (7) 太陽光発電設備の撤去及び処分に関する事項
- (8) 土砂等の流出及び崩壊を防止する計画
- (9) 生活環境の保全のための措置
- (10) 景観保全のための措置
- (11) その他町長が必要と認める事項

2 事業者が前項に規定する事業計画の認定の申請又は事業計画の提出をしない場合において、他の法令又は条例に基づく許可等の申請又は届出（以下「許可等の申請等」という。）をするときは、当該許可等の申請等をする前に、許可等の申請等を要しないときは、当該事業（計画策定を除く。）に着手する前に、前項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより町長と調整しなければならない。

3 事業者は、事業区域に事業抑制区域を含む事業を計画しようとするときは、前2項の規定による町長との調整において、同項に規定する事項に加えて、想定される影響及びその影響への対策について、事業の計画に盛り込むよう町長と調整しなければならない。

4 事業者は、事業の内容について町長との協議を終えたときは、当該事業の計画に、規則で定める書類を添付して、速やかに町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の規定により提出された事業の計画について、調整が完了したと認めるときは、規則の定めるところにより、事業者に通知するものとする。

6 事業者は、前項の規定による通知を受けた後、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める日までの間において事業の計画を変更するときは、地域住民等に再度周知し、住民等説明会開催の要請に応じるとともに、当該変更に係る事業の調整を経て、第4項の計画及び書類のうち変更のあるものを、速やかに町長に提出しなければならない。

(1) 法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする事業者 次条第1項の規定による届出の日

(2) 前号に規定する事業計画の認定の申請又は事業計画の提出をしない事業者のうち、許可等の申請等をする事業者 許可等の申請等の日

(3) 前2号以外の事業者 事業の着手の日

7 第5項の規定は、前項の規定により提出された変更後の事業の計画について準用する。

(事業計画の届出)

第13条 事業者は、事業の調整を経た事業の計画について、法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請したとき又は改正法附則第4条第2項の規定による

事業計画の提出をしたときは、速やかに規則の定めるところにより町長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、法第9条第4項（同法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による認定の通知を受けたときは、速やかに当該通知の写しを町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により認定の通知の写しを町長に提出した事業者は、事業の計画に定める事業に係る工事に着手するまでの間に、住民等説明会の開催要請があった場合は、規則の定めるところにより、住民等説明会を開催し、地域住民等の理解を得るよう努めなければならない。法に基づく認定申請等をしない事業者についても、同様とする。
- 4 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更するときは、規則の定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。
- 5 前条第1項及び第3項から第7項までの規定は、前項の規定による届出に、事業の調整を行った内容が含まれる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	事業者が	事業者は、次条第4項の規定による届出に、事業の調整を行った内容が含まれるときは
	第9条第1項	第10条第1項
	事業計画の認定を申請するときは、当該認定の申請を行う前に、改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をするときは、当該提出を行う前	事業計画変更の認定の申請の前又は第14条の規定による工事の届出の前のいずれか早いとき
	次に掲げる事項	次に掲げる事項のうち変更する事項

第3項	前2項の規定による	次条第5項の規定により読み替えて準用する第1項の規定による
	同項に規定する事項	同項に規定する事項のうち変更する事項
	想定される影響及びその影響への対策	想定される影響及びその影響への対策のうち変更する事項
第6項	次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める日	次条第4項の規定による届出の日
	提出しなければならない。 (1) 法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請又は改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をする事業者 次条第1項の規定による届出の日 (2) 前号に規定する事業計画の認定の申請又は事業計画の提出をしない事業者のうち、許可等の申請等をする事業者 許可等の申請等の日 (3) 前2号以外の事業者 事業の着手の日	提出しなければならない。

6 前項前段の規定にかかわらず、規則で定める変更の場合は、事業者は、町長との調整を省略することができる。

(工事の届出)

第14条 事業者は、事業の調整を経た事業について、事業のうち、施工、撤去及び処分に係る工事に着手しようとするとき（前条第1項の規定により事業計画を届け出た場合は当該届出をした後）又は当該工事を完了したときは、規則の定めるところにより、その都度、速やかに、その旨を町長に届け出なければならない。

当該工事を廃止し、若しくは2月以上中断しようとするとき又は中断した工事を再開したときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者は、災害又は非常事態の発生により、工事を緊急に行う必要がある場合は、届出を行い得る状態となったときに速やかに届け出なければならない。

(現場の確認)

第15条 町長は、前条に規定する届出があったときは、町職員のうちから町長が指名する者（以下「監視員」という。）に現場を確認させるものとする。

- 2 事業者は、前項の規定による現場の確認に協力しなければならない。

(標識の設置)

第16条 事業者は、太陽光発電設備について、規則で定める標識を事業区域内の公衆の見えやすい場所に設置しなければならない。

(関係書類の閲覧)

第17条 町長は、事業の調整を完了したときから当該事業の計画に基づく事業が完了するまでの間、第8条から第14条まで及び次条の規定に基づき事業者から町に提出された書類（以下「関係書類」という。）を、閲覧に供することができる。

- 2 関係書類を閲覧しようとする者は、規則の定めるところによりあらかじめ町長に申し出なければならない。

(報告及び立入調査等)

第18条 町長は、事業の調整を完了した事業の計画に従って事業が履行されているかどうかを確認するために、次に掲げる事項について、事業者に対し毎年報告を求めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の保守点検の実施状況
- (2) 生活環境及び景観の保全のための措置の実施状況

(3) 太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用の準備状況

(4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による確認のため、監視員に当該事業に係る事業区域に立ち入らせ、若しくは当該事業に関する事項について調査させ、又は事業者及び工事施行者（以下「関係者」という。）に意見を聴くことができるほか、必要があると認めるときは、事業者に対し同項の報告に関する詳細な説明又は資料の提出を求めることができる。

3 監視員は、前項の規定により立入調査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めに応じ提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導及び勧告)

第19条 町長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し指導を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(1) 第9条、第12条第1項から第4項まで及び第6項に規定する手続を経ずに、法第9条第1項の規定による事業計画の認定を申請した者、改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をした者又は許可等の申請等をした者

(2) 第10条又は第13条第3項に規定する住民等説明会の開催要請に応じない者

(3) 第13条第1項及び第4項の規定による届出をせず、又は同条第2項の規定による提出をせずに工事に着工した者

(4) 虚偽の届出をした者

(5) 前条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(6) 正当な理由がなく、前項の規定による指導に従わなかった者

3 事業者は、前2項の指導又は勧告を受けたときは、その処理の状況を町長に報告しなければならない。

4 町長は、第2項の勧告を行った後、相当期間が経過しても改善されない場合は、事業の調整の完了を取り消すことができる。

(助言)

第19条の2 町長は、必要があると認めるときは、事業者又は地域住民等に対して、必要な措置を講ずるよう助言を行うことができる。

(違反事実の公表等)

第20条 町長は、第19条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに当該勧告の内容について、国、県その他関係機関(以下「関係機関等」という。)に報告するとともに、公表することができる。ただし、関係機関等への報告及び公表をしようとするときは、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

2 町長は、第19条の指導又は勧告に従わない事業者及び町長が特に必要と認める事業者について、関係機関等に対して必要な情報を提供し、又は関係機関等から必要な情報の提供を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年2月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定（次項及び附則第4項の規定を除く。）は、前項の規定による施行の日以後に、次に掲げる事業者が行う事業のうち、第3条に規定する適用事業に適用する。

- (1) 法第9条第1項の規定による事業計画の認定の申請をしようとする事業者
- (2) 改正法附則第4条第2項の規定による事業計画の提出をしようとする事業者
- (3) 前2号以外の事業者のうち許可等の申請等をしようとする事業者
- (4) 前3号以外の事業者のうち事業（計画策定を除く。）に着手しようとする事業者

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日までに、第3条に規定する適用事業に相当する事業に係る事業の計画について、前項第1号の事業計画の認定の申請をしている事業者又は前項第2号の事業計画の提出をしている事業者は、この条例の趣旨にのっとり、地域住民等の理解を得られるよう、この条例に定める手続等を例として、できる限りの対応をするよう配慮しなければならない。

- 4 前項の規定は、この条例の施行の日までに、附則第2項第1号の事業計画の認定の申請又は同項第2号の事業計画の提出をしない場合において、許可等の申請等をしている事業者又は許可等の申請等を要しない事業者のうち事業（計画策定を除く。）に着手している事業者について準用する。

- 5 この条例の施行の日までに、附則第2項第2号の事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手している事業者は、第12条の

規定による調整を経て、当該提出をするまでの間は、当該工事を中止するよう配慮するものとする。

- 6 この条例の施行の日までに、附則第2項第2号の事業計画の提出をしていない事業者であって、事業のうち施工に係る工事に着手していない事業者は、第12条の規定による調整を経て、当該事業計画の提出をするまでの間は、当該工事に着手しないよう配慮するものとする。